令和３年第４回三股町農業委員会総会議事日程

令和３年４月２８日（水）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第９号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　報告第１０号使用貸借の合意解約について

日程第５　　議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第６　　議案第２０号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

日程第７　　議案第２１号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第２２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第９　　議案第２３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和３年第４回三股町農業委員会総会審議結果

日程第５

議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　２　）

日程第６

議案第２０号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（　１　）

日程第７

議案第２１号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（　１　）

日程第８

議案第２２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　１２　）

日程第９

議案第２３号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　３３　）

令和３年第４回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　４月２８日（水曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　４月２８日（水曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　兒玉　道郎
農地利用最適化推進委員　　西田　保子

欠席者なし

議案説明のため総会に出席した者
　事務局　局　長
　事務局　課長補佐
　事務局　主　事

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。では、会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和３年第４回三股町農業委員会総会を開催いたします。
尚、本日は新型コロナウイルス感染防止対策から、時間を短縮して、議事を進めていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんと西田保子さんが会議に出席し第３ブロック及び第４ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に２番委員の上水広志さんと３番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３報告第９号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第９号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 20 件 42 筆 58,326 ㎡、うち田が 21 筆 19,639 ㎡、畑が 21 筆 38,687 ㎡でございます。
詳細については総会資料 3 頁 79 番から 6 頁 98 番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。ないようですから、次の報告に進みます。
日程第４報告第１０号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１０号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計5件8筆6,763㎡で、田が8筆6,763㎡でございます。詳細につきましては、総会資料8頁19番から23番のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第５議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてであります。合計2件2筆3,234㎡、田が2筆3,234㎡でございます。詳細について担当が2件続けてご説明いたします。

事務局

議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料10頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。

受付番号17番、受付年月日：令和3年4月12日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字川内〇〇〇〇番、地目：田、面積：1,489㎡です。こちらは相手方の要望による所有権移転売買となっております。農地法第3条第2項第各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号18番、受付年月日：令和3年4月12日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字馬渡〇〇〇番〇，地目：田、面積：1,745㎡です。こちらは相手方の要望による所有権移転となっております。こちらも農地法第3条第2項第各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

それでは、担当委員の説明をお願いします。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 17 番は 4 月 23 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認及び聴き取り調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇在住で水稲を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しており、農作業に従事する人は家族３名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件等を特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）
受付番号 18 番は 4 月 23 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人と渡人は兄弟で親族間の贈与による所有権移転になります。受人は地元在住で大工をしながら、家族３名で水稲を中心に農業経営をされています。後ほど５条申請でも説明があると思いますが、渡人の土地との交換的な要件もありまして、申請書には増反となっていますが、土地の交換という意味合いもあります。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件を特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

４番委員（下石昭廣）
受付番号 18 番について、後で 5 条申請でも説明があるということですが、譲渡理由が贈与となっていますが、先程の説明で交換の意味合いもあるということでしたので、土地の交換ではいけなかったのですか。贈与税のことを考えれば交換のほうが良かったのではないかと思いました。税法上はどうなっているのですか。今後の勉強のために教えて下さい。

事務局
これに関しては調べてさせてください。

４番委員（下石昭廣）
はい。分かりました。また後日、教えてください。

議長（溝口良信）
今回、申請書は贈与で上がってきてますので贈与ということでいいですか。先程の質問に関しては、後日調べて報告をするということで宜しいですか。

4 番委員（下石昭廣）
はい。

議長（溝口良信）
他にご質問、ご意見はないですか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号 17 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 17 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 18 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 18 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6 議案第 20 号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第 20 号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてであります。合計 1 件 1 筆 582 ㎡、畑が 1 筆 582 ㎡であります。詳細については担当がご説明いたします。

事務局
議案第 20 号農地転用許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。総会資料の 12 頁及び別冊の航空写真も合わせてご覧ください。
受付番号 1 番、許可年月日、平成 26 年 8 月 25 日、許可番号〇〇〇〇-〇-〇〇〇。転用事業者は〇〇〇〇、事業を遂行できない理由は施工業者とトラブルが発生し、問題解決に至らなかったという理由です。詳細に関しましては、後ほど 5 条申請で報告いたします。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号１番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号１番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第７議案第２１号農地法第４条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２１号農地法第４条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計１件３筆 1,843 ㎡、田が３筆 1,843 ㎡でございます。詳細について担当がご説明いたします。

事務局
議案第２１号農地法第４条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 14 頁及び別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号８番、受付年月日：令和３年４月 12 日、受人：〇〇〇〇、申請地：樺山字射場迫〇〇〇〇番〇他２筆、地目：田、合計面積：1,843 ㎡です。転用目的は飼料置場です。こちらは第１種農地でありますが、不許可の例外規定を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明をお願いします。

２番委員（上水広志）
受付番号８番は４月 23 日に第２ブロック委員４名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は当地で和牛繁殖及び露地野菜を複合的に経営されています。申請地は以前、農振除外の申請があがった場所で、これが３月に農振除外が承認されまして、今回の申請に至るものです。息子さんも就農されて牛舎の増築等もあり、飼料置場が手狭になり、今回、飼料置場を増設されるものです。雨水は地下浸透で対応し、境界の間隔を確保して、雨水や土砂流出が無いように丁寧な管理をされるということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）
なにかご質問、ご意見はありませんか。

４番委員（下石昭廣）
いまの報告の中で、以前、農振除外の申請があったとの説明でしたが、前回の申請が農振除外なのか、農振農用地の用途変更なのか。私は用途変更だと思うのですが。私を含め、みなさんの認識が間違っているといけないので、もし間違っていれば認識を改めないといけないので。

事務局
おっしゃる通り、前回の申請は農地から農業用施設用地への用途変更ですね。用途変更の許可を頂いて、今回、資材置場を農地法に基づいて申請をしたということです。

議長（溝口良信）
今回の場合は用途変更です。他にご意見、ご質問はないですか。

議長（溝口良信）
ないようですから、受付番号８番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号８番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第８議案第２２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２２号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 12 件 16 筆 6,180.98 ㎡、うち田が 4 筆 2,054 ㎡、畑が 12 筆 4,126.98 ㎡でございます。詳細について 12 件続けて、担当がご説明いたします。

事務局
ご説明いたします。総会資料の 16 頁から 18 頁をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号 20 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：○　○○、渡人：○○　○、申請地：蓼池字加世原○○○○番、地目：畑、面積：617 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 21 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：株式会社　○○○○○○○○、渡人：○○○○、申請地：蓼池字大原○○○○番○、地目：田、

面積：708 ㎡です。権利の内容は賃貸借の設定です。転用目的は駐車場及び多目的広場です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 22 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字今市〇〇〇番〇、地目：畑、面積：96 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅 1 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 23 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：383 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 24 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：280 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 25 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：餅原字徳桝〇〇〇〇番、地目：畑、面積：582 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場です。こちらの農地は第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 26 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：畑、面積：403 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 27 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字藤尾〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：397 ㎡です。贈与による所有権移転です。転用目的は駐車場及び資材置場です。こちらの農地は第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 28 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：501.98 ㎡です。権利の内容は使用貸借権設定です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 29 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇法人　〇〇〇〇、渡人：〇〇　〇、申請地：樺山字前山〇〇〇番、地目：畑、面積：698 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場です。こちらの農地は第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 30 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原〇〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：169 ㎡です。贈与による所有権移転です。転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第 3 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号 31 番、受付年月日：令和 3 年 4 月 12 日、受人：株式会社〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他 1 名、申請地：長田字御崎原〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：田、合計面積：1,346 ㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は太陽光発電施設です。こちらの農地は第 2 種農地であること、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

３番委員（内村介貞）
受付番号 20 番は 4 月 23 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は一般個人住宅です。受人は現在、奥さんの実家に居住していますが子供の成長により、住居が手狭になったため、実家近くの申請地に住宅を建築するものです。住宅建築にあたり、隣接地に土砂の流出防止ため、境界にブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は北側の既設側溝へ、雨水については雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 21 番についても、4 月 23 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇内で児童発達障害の事業所を経営されています。三股への事業進出を考えていた

ところ、申請地隣が空き家だったため、そこを事業所として使用し、申請地を駐車場及び多目的広場として利用するため所有権移転するものです。周囲にはブロック塀を設置して、雨水は地下浸透ということです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 22 番は 4 月 23 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的は一般個人住宅です。受人は現在、〇〇〇内で借家住まいをされていますが、借家住まい解消のため、利便性の高い申請地に住宅を建築されるものです。生活排水等は公共下水道に接続し、雨水については雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）
受付番号 23 番は 4 月 23 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は一般個人住宅です。受人の二人は親子であり、現在は借家住まいのため、スーパー、病院等も近くにあり生活に利便性の良い申請地に住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は西側の既設側溝へ排水します。雨水についても既設側溝へ排水します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

続きまして、受付番号 24 番も 4 月 23 日に、第 4 ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在、〇〇〇に住んでいますが、仕事の関係で三股に転勤になり、家族も増えたため、病院、スーパーなど生活に利便性があり、住宅環境の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置して土砂の流出が無いようにし、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ排水します。雨水についても雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。以上です。

農地利用最適化推進委員（西田保子）
受付番号 25 番は 4 月 23 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地の西側は地域社会に貢献する取組の一環として、地元の〇〇〇学校に長年無償提供をしています。しかし、学校行事の際には満車となり、路上駐車が増える為、申請地を駐車場用地として増設を検討しています。また、受人は申請地周辺で農作物を生産していて、その加工及び販売業務を行っていますが加工品の反響も大きく、今後も業務拡大を図り、それに伴い耕作者の増員も必要となり、駐車場も確保しなければならなくなります。社会貢献及び事業拡大のため所有権移転するものです。雨水は地下浸透とし、隣接地に影響の無

いように必要な処理を施します。特に問題ないものとして、許可相当と判断いたしました。

１番委員（小倉休幸）
受付番号 26 番は 4 月 23 日に、第１ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住で借家生活をされています。保育園、小学校、スーパー、病院等生活に利便性があり、住宅環境の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置して土砂の流出が無いようにし、生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）
受付番号 27 番は 4 月 23 日に、第 2 ブロック委員 4 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇〇〇を経営しています。長男も 4 年前から一緒に仕事をされていて、事業の規模拡大のため、駐車場及び資材置場を建設するものです。排水については生活排水は発生せず、雨水は地下浸透ということです。周囲の農地の作物等に被害の無いようにするということで、特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（西田保子）
受付番号 28 番は 4 月 23 日に、第 4 ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在借家住まいで、その解消のために住宅環境の良い申請地に個人住宅を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置して土砂の流出が無いようにし、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は北側既設側溝へ排水します。雨水についても雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

２番委員（上水広志）
受付番号 29 番は 4 月 23 日に、第 2 ブロック委員 4 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇を経営される〇〇法人であります。申請地の上側の山林に桜を植林されていまして、日頃、子供たちがそこに来るということで、駐車場を確保したいということから申請地を所有権移転するものです。申請地には砂利を敷き雨水は地下浸透で対応します。境界にはブロックを設置し、土砂が流出しないように配慮するということです。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（西田保子）
受付番号 30 番は 4 月 23 日に、第 4 ブロック委員 3 名で現地調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在借家住まいで、子供の成長によ

り、住居が手狭になったため、住宅環境の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。宅地を造成するにあたり、境界にはブロック塀を設置し土砂流出が無いようにします。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は西側既設側溝へ排水します。雨水についても雨水桝を設置し、集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 31 番は 4 月 26 日に、第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用目的は太陽光発電施設です。申請地の東側と西側には、すでに太陽光発電施設があり、申請地はその間になります。生活排水等は発生せず、雨水は砕石を敷き、地下浸透です。隣接地に土砂が流出しないように配慮し、周囲に防護フェンスを設置するようです。申請地に隣接している農地があり、その農地の取水、排水及び進入路はどうするのかという問題があると思います。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

４番委員（下石昭廣）

いまの報告で問題点がでましたので、それの回答をしたらどうですか。

議長（溝口良信）

みなさんもそれでいいですか。

（　「はい」　）

議長（溝口良信）

それでは事務局から説明をしていただきます。

事務局

受付番号 31 番の問題点を回答いたします。まず、隣接している田んぼ２筆の土地については、今回の転用が実施されることで、死地となってしまいます。これにつきましては、事前に第３ブロックの農業委員よりご指摘がありましたので、行政書士に連絡をいれ、道路に接している農地の所有者に同意書を書いてもらうように指導しました。その方の同意書があれば、隣接している農地への通作路が確保できるということでしたので、早急に総会前に同意書を提出するよう指導しました。今現在、私の方に同意書が届いております。それから、2 点目の今回の申請地の南側に農地があるのですが、その農地の用水路は大丈夫なのかという点ですが、その水路は現在、用水路としての機能を果たしていないということ、また、南側の農地につ

いても生産性がないということで、今後は資材置場として、転用の申請が上がってくるということです。今後の農地使用については口頭ではなく、今回の転用申請書とともに別添で計画書を提出してもらっています。以上です。

議長（溝口良信）
只今、説明がありましたが、用水については今後も使用しないということ、また、入口がない田んぼがあるということでしたが、それについては第３者の農地を借りて進入するということだそうです。

議長（溝口良信）
他に何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、受付番号 20 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 20 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 21 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 21 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 22 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 22 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 23 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 23 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 24 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 24 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 25 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 25 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 26 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 26 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 27 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 27 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 28 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 28 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 29 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
　挙手全員ですので、受付番号 29 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 30 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 30 番は承認することに決定いたしました。続きまして、受付番号 31 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 31 番は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第９案第２３号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第２３号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 5 件 8 筆 6,923 ㎡、田が 8 筆 6,923 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 28 件 68 筆 73,733 ㎡、うち田が 59 筆 58,273 ㎡、畑が 9 筆 15,460 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が 15 件 44 筆 41,267 ㎡、うち田が 43 筆 38,896 ㎡、畑が 1 筆 2,371 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 13 件、24 筆 32,466 ㎡、うち田が 16 筆 19,377 ㎡、畑が 8 筆 13,089 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 20 頁 25 番から 21 頁 29 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 22 頁 211 番から 25 頁 225 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 26 頁 226 番から 28 頁 238 番までとなっております。これについて皆さんから何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 20 頁 25 番から 21 頁 29 番まで、及び利用権設定に関する 22 頁 211 番から 28 頁 238 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料 20 頁 25 番から 21 頁 29 番まで及び 22 頁 211 番から 28 頁 238 番までについて承認することに決定いたしました。以上で本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠

にありがとうございました。以上で第４回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10 時 00 分